

総務教育常任委員会資料

(平成22年1月21日)

【 件 名 】

- 1 史跡鳥取城と鳥取西高等学校のあり方を考えるタウンミーティングの開催について(教育環境課、文化財課) …… 1
- 2 特別支援学校における教育の在り方の検討について(特別支援教育課) … 2
- 3 白兔養護学校訪問学級の整備について(特別支援教育課) …… 4
- 4 平成22年度鳥取県立高等学校一般入学者選抜に係る追検査実施要項について(高等学校課) …… 5
- 5 学校徴収金滞納に係る経緯・学校の対応等について(高等学校課) …… 8
- 6 「心のふれあいプロジェクト・フォーラム2009」の実施報告について
(家庭・地域教育課) …… 10
- 7 2009携帯電話アンケートの結果について(家庭・地域教育課) …… 12
- 8 文化財の県指定について(文化財課) …… 14
- 9 県内有形民俗文化財の国新規登録について(文化財課) …… 15
- 10 企画展「新収蔵品展－歴史系学芸員のオススメ100選－」の開催について(博物館) …… 17

教 育 委 員 会

史跡鳥取城と鳥取西高等学校のあり方を考えるタウンミーティングの開催について

平成22年1月21日

教 育 環 境 課

文 化 財 課

鳥取西高等学校の改築については、改築基本計画の策定、改築基本設計の作成を終え、改築実施設計の作成をほぼ終えようとしているが、文化財保護法に基づく、文化財の現状変更許可申請に当たり、現在、関係者との調整を行っているところである。

12月22日に開催された鳥取県文化財保護審議会において「広く県民の意見を聞くシンポジウム等を開いてはどうか」との提案がなされたことを受けて、下記のとおりタウンミーティングを開催する。

1 趣旨

鳥取西高等学校の改築整備を史跡鳥取城の中で行うことについて、広く県民の意見を伺う。

2 開催要領

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 日 時 | 平成22年1月31日(日) 午後1時30分～午後4時 |
| (2) 会 場 | 県立図書館大研修室(2階) |
| (3) 参 加 料 | 無料 |
| (4) 定 員 | 100名程度
参加自由。事前申込みは不要だが、多数の場合は立ち席。 |
| (5) 出席予定の
関 係 者 | 県文化財保護審議会委員、鳥取西高等学校関係者、まちづくり関係者、文化活動団体関係者、鳥取市、県教育委員会事務局ほか |

【参考】

- | | |
|-----------|--|
| 平成14年10月 | 県議会で現所在地存置の陳情が「趣旨採択」される |
| 平成19年 6月 | 鳥取西高等学校改築整備基本計画の策定 |
| 平成20年 6月 | 鳥取西高等学校改築整備基本設計の作成 |
| 平成20年11月～ | 鳥取西高等学校改築実施設計の作成中 |
| 平成21年 4月～ | 文化庁の指導により第2グラウンド(史跡外)の文化財調査中 |
| 平成21年10月 | 県文化財保護審議会が、史跡保護の観点から、校舎を全面的に史跡外へ移転するよう教育長に要望書を提出 |

特別支援学校における教育の在り方の検討について

平成22年1月21日
特別支援教育課

平成20年11月の鳥取県教育審議会の答申を受けて、「特別支援学校における教育の在り方」に係る検討委員会を設置し、高等特別支援学校等について検討を行ってきましたが、その概要は以下のとおりです。

<検討委員>	学識経験者、学校関係者、保護者代表、関係団体代表等15名
<検討内容>	I 高等特別支援学校等について II 発達障がい教育拠点について

1 審議経過について

区 分	期 日	主 な 内 容
第1回検討委員会	平成21年5月26日(火)	・審議内容について ・現状と課題について ・必要性について
第2回検討委員会	平成21年6月23日(火)	・先進地視察の報告 ・設置形態等について
第3回検討委員会	平成21年7月23日(木)	・設置内容等について①
第4回検討委員会	平成21年9月29日(火)	・設置内容等について② ・発達障がい教育拠点について
第5回検討委員会	平成21年11月13日(金)	・報告書について

2 審議に関わる取組等について

期 日	取 組 内 容
平成21年2月18日(水)	特別支援学校における教育の在り方検討準備委員会「在り方検討委員会」について〔委員、内容、今後の予定等〕
平成21年5月8日～21日	アンケート調査の実施(意向調査、教室使用状況等)
平成21年6月11日～12日	先進地視察 検討委員5名(大阪府・兵庫県)
平成21年7月2日・3日	高等特別支援学校等設置についての説明会(3会場)
平成21年9月1日～18日	アンケート調査の実施(意向調査)

3 検討委員会による高等特別支援学校等についての検討結果

「高等特別支援学校」、「分校・分教室」の大きく二つの設置形態について検討

「高等特別支援学校を早急に県内に1校設置する」必要があると考える。

(1) 特別支援学校(知的障がい)高等部の現状及び課題

- ・生徒数の増加及び障がいの多様化
- ・県内の特別支援学校卒業生の就職率は全国平均を下回っている状況
- ・現在ある特別支援学校(知的障がい)高等部では軽度の知的障がいの生徒が増加
- ・現在の特別支援学校(知的障がい)では、職業教育を中心とした学校体制の構築が困難
- ・最近の就職先となっている職種や職場に必要な能力や技能の修得させる施設や設備が不足

(2) 高等特別支援学校等の必要性

- ・「働く」ことへの意識・意欲の向上
- ・一人一人の実態に応じた教育の充実
- ・学習環境の整備の充実
- ・保護者の要望への対応

(3) 高等特別支援学校設置とした考察等

<教育的見地からの考察>

- ・専門学科を設置する等、質の高い教育を行う専門的な学校が必要
- ・充実した指導体制を構築するためには高等特別支援学校が効果的
- ・県内特別支援学校の職業教育の核となり、県全体の職業教育を推進する学校が必要

<意向調査・説明会における保護者の考えや意見>

- ・職業的に自立した生活をめざす専門性の高い教育や、充実した施設・設備の中での教育への高い期待と、早期実現を望む声

<全国状況>

- ・26の都道府県・政令指定都市で高等特別支援学校が設置
- ・充実した施設・設備や高い専門性のもと、高い就労率を維持

(4) 設置場所並びに設置規模、設置方法

- ・設置場所については、遠距離通学及び通学困難な生徒への配慮から寄宿舍の設置検討
- ・設置規模については、今後の生徒数の推移等を踏まえて検討
- ・設置方法については、既存の県有施設の改修等による活用が適当

(5) 設置学科及び教育課程

- ・「職業学科」を設置
- ・教育課程については、3点の基本方針に基づき、具体的な教科等は今後の検討課題
 - a 職業生活や家庭生活、資格取得を支える基礎的学力の習得
 - b 職業生活や社会生活に必要な豊かな人間性の育成及び健康と体力の維持増進
 - c 時代のニーズに応じた職業的・専門的知識、技能及び態度並びに社会で働く力の育成

(6) 施設・設備

- ・職業教育の充実を図り、職業的自立や社会的自立を促すための施設・設備が必要

4 今後の予定

検討委員会の検討結果等を踏まえ、必要な機能・設置形態等の調査を進めるとともに、県民の意見を十分に聴取し、財政面を含む様々な点を考慮して高等特別支援学校等の設置に係る方針を決定する。

【参考】特別支援学校における教育の在り方検討委員会で検討されたその他の事項

<発達障がい教育拠点について>

「発達障がい教育拠点（通級指導教室）を東部圏域及び西部圏域に拡充する」
必要があると考える。

(1) 小中学校等における発達障がいのある児童生徒等の指導・支援に関する現状と課題

- ・発達障がい児の増加に伴う支援の重要性の高まり
- ・通級指導教室が未設置の町村に対する支援が必要
- ・発達障がいのある中学生、高校生への指導・支援が十分でない実態

(2) 発達障がい教育拠点（中部圏域 倉吉養護学校「レインボー」）における取組

- ・小中学校等における支援の定着や広がりへの促進
- ・自閉症を中心とした発達障がいのある児童生徒への指導に関する情報提供
- ・家庭や地域との連携とその活かし方の研究・実践の蓄積
- ・高等学校への支援や二次障がい軽減への対応

(3) 発達障がい教育拠点の東部圏域・西部圏域への拡充

- ・指導の場（通級指導教室等）をつなぐ拠点が必要
- ・東部、西部圏域での通級指導教室設置状況は十分ではなく、定期的に専門的な指導が必要
- ・二次障がいを引き起こしている児童生徒への対応
- ・通級指導教室未設置の町村に在籍する児童生徒への支援

(4) 特別支援学校に設置する意義

- ・知的障がいを伴う自閉症のある児童生徒の指導について積み上げた研究実践

(5) 今後の課題

- ・発達特性を理解し、ニーズに対応できる専門性のある教員の養成及び配置

白兔養護学校訪問学級の整備について

平成22年1月21日
特別支援教育課

鳥取医療センターによる新病棟の整備に伴う白兔養護学校訪問学級の整備について報告します。

1 これまでの経緯

- (H19年度) 訪問学級の整備を鳥取医療センターの新病棟の整備と併せて行うこととし、平成20年度当初予算において設計に要する経費を計上
- (H20.2月) 鳥取医療センターが国立病院機構本部に融資申請
- (H21.3月) 国立病院機構本部の承認の遅延により予算を21年度に繰越
- (H21.5.21) 常任委員会において病棟整備に係る国立病院機構本部の承認が遅延している旨を報告
- (H22.1.6) 鳥取医療センター院長が国立病院機構本部を訪問、本部理事会において融資申請に対する承認が決定した旨を確認

2 今後の取組

国立病院機構本部の承認を受けて、県は鳥取医療センターと連携して早急に訪問学級の整備に向けた準備にとりかかる。

3 訪問学級の整備方法

鳥取医療センターが訪問学級部分を含む新病棟の整備を実施、県はその経費のうち訪問学級部分に要する経費を負担する。

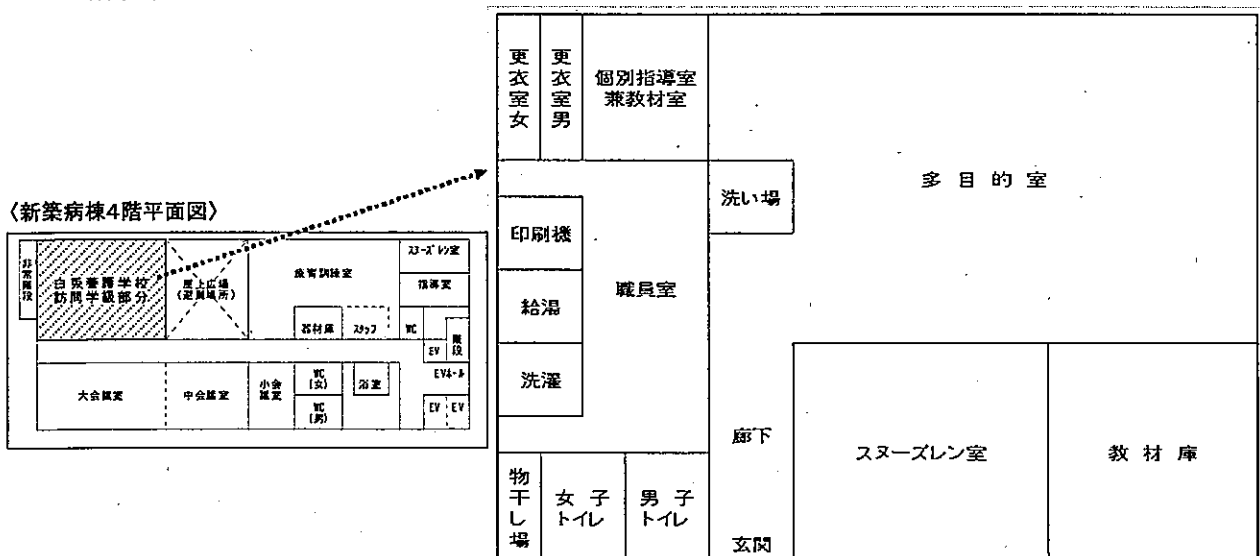
4 予算措置

訪問学級の整備に必要な経費を2月補正予算（設計に要する経費）及び平成22年度当初予算（工事に要する経費）で検討中。

※設計に要する経費は、平成20年度当初予算で措置し、国立病院機構本部の承認が遅延したため21年度に繰越しているが、事業着手時期が不透明で今年度中の事業完了が困難なため、再度予算措置を要する。

【参 考】

- 1 整備場所 鳥取市三津876番地（鳥取医療センター新築病棟の4階）
- 2 整備内容 多目的室、スヌーズレン室（音楽療法等を行う部屋）、個別指導室兼教材室、職員室 等
- 3 整備位置



平成22年度鳥取県立高等学校一般入学者選抜に係る追検査実施要項について

平成22年1月21日
高等学校課

平成22年度鳥取県立高等学校一般入学者選抜において、新型インフルエンザ流行への対応として、追検査を実施することとし、以下のとおり実施要項を定める。

1 追検査

(1) 対象となる者

一般入学者選抜を出願した者のうち、一般入学者選抜の検査当日に、インフルエンザに罹患、又はその疑い（急な発熱、咳、喉の痛みなどの症状をいう。）により、当該検査を受検できなかった者（一部の教科でも受検した者は除く）。

(2) 追検査受検の手続

ア 追検査の対象となる者で、追検査の受検を希望する者は、在籍又は出身中学校長を通じて、追検査受検願（様式第51号）を平成22年3月4日（木）午後4時までに志願先高等学校長に提出するものとする。ただし、中学校長を経由しない場合にあっては、医師の診断書を添付するものとする。

また、追検査受検願はファクシミリ又は電子メールで提出することができる。その場合、原本は平成22年3月8日（月）までに志願先高等学校長に持参又は郵送（親展）で提出することとする。

イ 高等学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出者に対して直ちに、中学校長を通じて（中学校長を経由しない場合は直接）、追検査の受検の可否を追検査受検承認通知書（様式第52号）又は追検査受検不承認通知書（様式第53号）により通知するものとする。

(3) 追検査受検希望者数の報告

高等学校長は、平成22年3月5日（金）正午までに、追検査受検希望者数報告書（様式第54号）を、県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで報告するものとする。

(4) 追検査の実施

ア 追検査の日時及び会場

追検査は、平成22年3月11日（木）に、志願先高等学校において行う。

イ 学力検査

学力検査は、追検査受検者全員に対して、次の時間割により行う。

時限	検査教科	検査時間	開始時間	終了時間
1	国語	50分	午前 9時20分	午前10時10分
2	数学	50分	午前10時25分	午前11時15分
3	社会	50分	午前11時30分	午後 0時20分
4	英語	50分	午後 1時10分	午後 2時00分
5	理科	50分	午後 2時15分	午後 3時 5分

ウ 学力検査教科の配点

各教科の配点は50点とする。

エ 検査問題

学力検査問題は、県教育委員会が作成する。

オ 面接

面接は、学力検査終了後に、追検査受検者全員に対して行う。

カ 作文及び実技検査

作文、実技検査は、学力検査終了後に、実施する。

キ 追検査の結果

追検査に係る学力検査の得点、面接、作文、実技検査の結果は、それぞれの一般入学者選抜に係る当該学力検査の得点、面接、作文、実技検査の結果とみなす。

(5) 受検者数の報告

高等学校長は、平成22年3月11日(木)正午までに、追検査受検者数報告書(様式第55号)を、県教育委員会(高等学校課)にファクシミリ又は電子メールで報告するものとする。

(6) その他

追検査の実施に当たっては、日時を除き、「平成22年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項」の4の(2)の「オ 学力検査」、「カ 面接」、及び「キ 作文及び実技検査」に基づき行うものとする。

2 入学者の選抜

(1) 選抜方法

本検査受検者と追検査受検者とを区別することなく、調査書、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料として、総合的に判定する。

(2) その他

入学者の選抜の実施に当たっては、上記(1)の方法により、「平成22年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項」の4の(2)の「ク 入学者の選抜」に基づき行うものとする。

3 合格者の発表

合格者の発表は、推薦入学者選抜と一般入学者選抜の合格者を合わせて、平成22年3月16日(火)正午に、志願先高等学校において行う。

4 その他

その他、追検査の実施に関して必要な事項は、高等学校長が定めるものとする。

平成22年度鳥取県立高等学校入学者選抜日程表

月	日	曜日	入試日程
2月	1日	月	
	2日	火	
	3日	水	
	4日	木	推薦入学者選拔出願
	5日	金	推薦入学者選拔出願（～正午）
	6日	土	
	7日	日	
	8日	月	
	9日	火	推薦入学者選抜
	10日	水	
	11日	木	
	12日	金	
	13日	土	
	14日	日	
	15日	月	推薦合格内定
	16日	火	入学確約者数・内定辞退者数報告（～正午）
	17日	水	
	18日	木	一般入学者選拔出願
	19日	金	一般入学者選拔出願
	20日	土	
	21日	日	
	22日	月	一般入学者選拔出願（～正午）
	23日	火	
	24日	水	一般入学者選抜志願変更
	25日	木	一般入学者選抜志願変更（～正午）
	26日	金	
	27日	土	
	28日	日	
3月	1日	月	（卒業式）
	2日	火	
	3日	水	
	4日	木	一般入学者選抜（学力検査）
	5日	金	一般入学者選抜（面接）
	6日	土	
	7日	日	
	8日	月	
	9日	火	
	10日	水	
	11日	木	追検査（学力検査・面接）
	12日	金	
	13日	土	
	14日	日	
	15日	月	
	16日	火	合格発表（正午）
	17日	水	入学辞退者名簿提出（～午後1時）
	18日	木	繰上合格の決定（～正午）
	19日	金	再募集入学者選拔出願
	20日	土	
	21日	日	
	22日	月	
	23日	火	再募集入学者選拔出願（～正午）
	24日	水	（終業式）
	25日	木	再募集入学者選抜
	26日	金	
	27日	土	
	28日	日	
	29日	月	再募集入学者選抜合格発表（正午）
	30日	火	
	31日	水	

通信制課程募集期間

学校徴収金滞納に係る経緯・学校の対応等について

平成22年1月21日

高等学校課

平成21年11月鳥取地方裁判所に提訴され、平成22年1月8日に第1回公判が行われた県税の滞納処分の取消請求事件において、その訴状の中で述べられている事情・経緯の一部である東部地区県立高等学校の学校徴収金の滞納に係る対応が、平成22年1月9日及び10日に報道されましたが、県教育委員会が把握している事実等は以下のとおりです。

1. 経緯等

平成19年 4月	生徒が、東部地区の県立高等学校に入学
6月以降	授業料、学校徴収金の督促を繰り返し実施 督促状送付 8回 約定書(支払計画)提出 1回 ※保護者との面会が難しかった ※学校は、奨学金制度や、授業料減免制度もあることを繰り返しアドバイス
11月7日	一月分(平成19年4月)の授業料が納入された。
平成20年 2月16日	当該生徒が、授業料を支払うため、自らアルバイトをすることを決め、鳥取市内でアルバイトを始める。
2月18日	当該生徒が、アルバイト許可願を学校に提出し、同日、2月16日に遡って許可 ※アルバイトの許可基準は満たさないが、家庭状況等を勘案し、特別に許可
2月25日	平成19年度授業料減免願提出
3月10日	授業料減免決定(平成19年5月まで遡及)
4月	当該生徒が、第2学年に進級 ※当該生徒のアルバイト代の中から、学校徴収金として支払可能な金額を生徒又は保護者が学校に持参するか、学校の指定口座に振り込むこととして、生徒、保護者と申し合わせ。
4月8日	平成20年度授業料減免決定
5月以降	学校徴収金が支払われない。 督促状送付 4回 ※保護者との面会が難しかった ※再三、保護者に学校へ来てもらい相談したい旨を依頼したが、実現できなかった
8月	学校徴収金の納付方法のいくつかを提示

平成20年9月18日	<p>学校徴収金の計画的な納付について保護者(母親)と話し合い、合意</p> <p>※生徒を修学旅行に参加させたいとの思いから、その費用(学校徴収金)をどうするか協議した結果、生徒のアルバイト代を充てることとし、生徒名義の貯金通帳を合意の上で学校が保管することに関する覚書を交わし、通帳とキャッシュカードを預かった。</p> <p>※以後、学校徴収金分を当該生徒がこの通帳から引き出し、保護者(母親)と合意した支払計画に沿って、学校に支払うこととした。</p>
9月30日及び10月31日	<p>担任の運転する車で当該生徒が学校近くの郵便局へ行き、当該生徒が引き出した現金の中から学校徴収金を支払う。</p> <p>※生徒から、放課後にアルバイトに行くため時間に余裕がなく、また郵便局に行くのが不便なことから担任に相談があり、やむなく自動車で送迎した。</p> <p>※貯金の引き出しの際に、担任は立ち会っていない。</p>
11月28日	<p>保護者(母親)が車で来校し、学校の保管しているカードで貯金を引き出し、学校徴収金を支払う。</p>
12月 9日	<p>外部からの指摘もあり、学校が通帳とキャッシュカードを保管することは適切ではないと判断し、当該生徒に返却</p>
12月17日	<p>今後の納入計画について、保護者(母親)と相談・合意</p>
平成21年1月26日	<p>銀行振り込みにより、学校徴収金納付(2年次分まで完納)</p>
2月12日	<p>当該生徒が、進路変更を理由に退学願提出</p>
2月13日	<p>当該生徒が、高校を自主退学</p> <p>※当該生徒、保護者が学校を訪れ、お礼を述べられた。</p>

2 教育委員会としての考え方・対応

- 個人の財産である通帳やキャッシュカードを、事情があったにせよ学校が保管することとした判断は適切とは言えず、より慎重であるべきであった。
- 平成21年6月以降、こうしたことが起きないように校長会、事務長会等の機会に周知徹底を図った。
- 今回のことを受けて、今後とも適切な対応をするようあらためて学校を指導していく。

「心のふれあいプロジェクト・フォーラム2009」の実施報告について

平成22年1月21日
家庭・地域教育課

1 概要

- (1) 日時 平成21年12月5日(土) 午後0時50分～午後4時50分
- (2) 会場 三朝町総合文化ホール
- (3) 参加者数 150名

2 内容

(1) 赤ちゃん登校日実践報告

- おもいやりネット出雲
 - ・教職員や地域住民への事前学習の実施。
 - ・スタッフ間の連携を高めるための、ニュースレターの発行。
- 南部町立西伯小学校
 - ・コミュニケーション力を育むことと、自己肯定感を育むことが目的。
 - ・赤ちゃんの参加が少ないこと、一過性の学習で終わらないよう体系化を図ることが課題。
- 境港市
 - ・親になるための心構えを学ぶ場、命の大切さを学ぶ場として赤ちゃん登校日は有効。

(2) 基調講演

演題 「子どもの心の教育に必要なもの ～赤ちゃんからのメッセージ～」

講師 汐見稔幸氏 (白梅学園大学学長)

- ・おとなしいと思われている子が急にキレルという事例が増えたのは、感情表現が豊かではなくなっているからであり、それは、共感するということが減っていることが原因と考えられる。
- ・赤ちゃんは、自由に自分の気持ちを表すサインを出して感情を表現しており、それを読み取って理解し共感していく練習がコミュニケーション能力を高めることになる。

(3) シンポジウム

「赤ちゃんからのメッセージ
～今、われわれに必要なもの～」

【コーディネーター】

浜田妙子氏 (鳥取県議会議員)

【シンポジスト】

汐見稔幸氏 (白梅学園大学学長)

平井伸治氏 (鳥取県知事)

高塚人志氏 (鳥取大学医学部准教授)

- ・赤ちゃんには不思議な力があり、かかわる者の自らの力を再発見させ、人間関係を結び直させることができる。
- ・ビデオゲーム、携帯電話など、対話の相手が画面の中にいるといった時代になり、日本も世界も子どもの育て方を間違いはじめており、より一層コミュニケーション能力を身につけるための教育が必要。
- ・赤ちゃん登校日の効果の一つであるコミュニケーションに視点をあて、学校現場に理解を求めていきたい。
- ・赤ちゃん登校日はいいものだとわかっていても、学校現場に伝わっていないので皆さんに協力を求めていきたい。

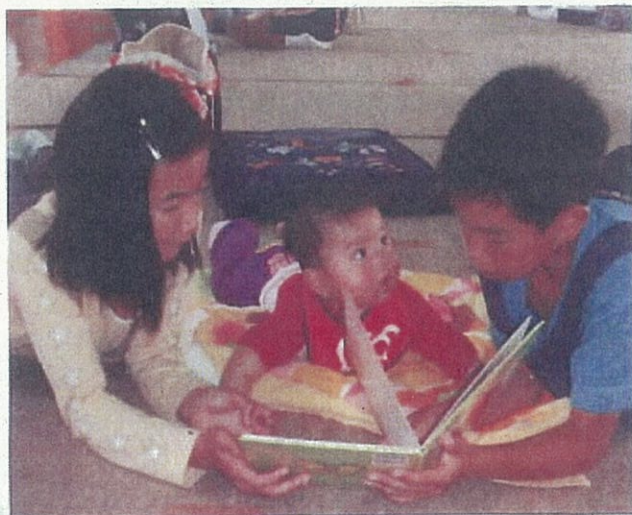


3 参加者の感想・意見

- ・私の故郷である南部町でこんな取組があることを知り嬉しかった。
- ・キレる子、良い子のメカニズムが講演を聞いてよくわかった。
- ・共感すること、コミュニケーション豊かな関係を大切にしていきたい。
- ・子どもたちと同じ目線になることを忘れず保育していきたい。
- ・「赤ちゃん登校日」を制度的に学校に持ち込むことが、どこの県でも困難であることを知った。道のりは遠いがこの取組を進めていこうと思った。
- ・私も将来、子どもを産んだら「赤ちゃん登校日」に参加したい。
- ・「赤ちゃん登校日」が学校だけでなく、町のいたる場所で行われるとよい。
- ・赤ちゃんが訴える力は、我々の感性を磨くためになるものである。改めて赤ちゃんには不思議な力がたくさんあり、私たちにたくさんのことを教えてくれる存在であることを知った。
- ・「赤ちゃん登校日」の実際の様子、理論的裏づけ、そして取組の過程等、大変わかりやすかった。ぜひ、この取組を続けてほしい。素晴らしい取組に感動した。
- ・老人や赤ちゃんが集う場所づくりをお願いしたい。
- ・高塚先生に代わる指導者を養成し、この取組を広げていくことが必要だと感じた。

4 成果と課題

- 赤ちゃん登校日の意義と、この取組を広げていく必要性を十分アピールできた。
- ◆この取組の意義を、もっと学校現場に伝えていくための方策を考える必要がある。



絵本を読み聞かせる場面（西伯小）



ミルクを飲ませる場面（西伯小）

2009携帯電話アンケートの結果について

平成22年1月21日
家庭・地域教育課

1 ねらい

子どもたちとケータイ・インターネットとの関わりについては様々な問題点が指摘されている中で、県教育委員会では、平成17年度より教育啓発活動を展開しているところである。

この度、これまでの取組を検証するとともに、現在の子どもたちとケータイ・インターネットの関わり方について実態を把握するために全県規模でのアンケートを行った。

2 実施方法と回答方法

時期：平成21年9月1日から28日

対象：小学6年生、中学2年生、高校2年生及び保護者

方法：各校1クラスを抽出し、児童・生徒及びその保護者に用紙配布によるアンケート実施

校種	学校数(校)	回収児童・生徒数(回答率)
小学校	141	3,237人(99.7%)
中学校	63	1,785人(99.9%)
高等学校	31	925人(99.8%)
特別支援学校	8	69人(100%)
児童・生徒小計		6,016人
保護者計		5,336人(88.7%)

3 結果

(1) 考察

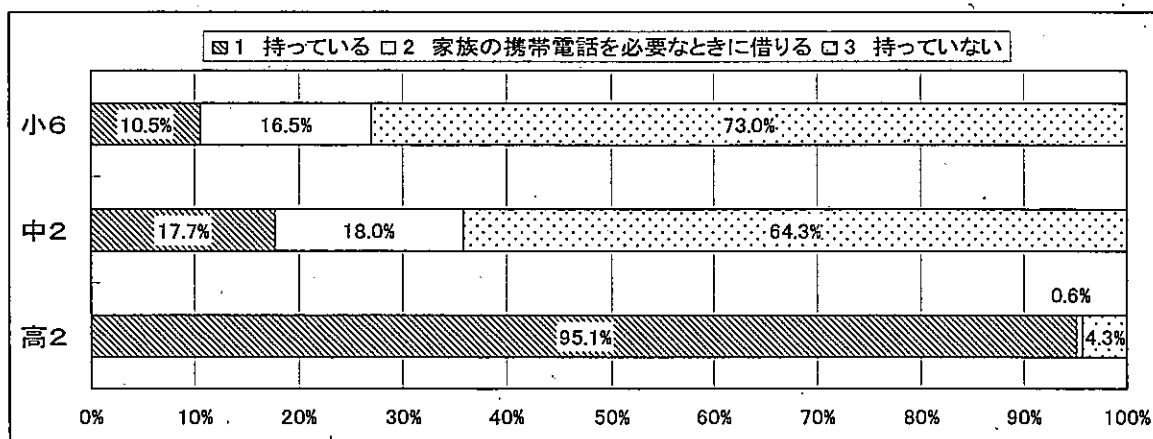
- ・児童生徒は、携帯電話やインターネットを利用しているが、その際のルールやマナーについて認識が不十分で、トラブルとなっていることもある。ネットへ接続する上で必要な知識や態度について、学校で指導していくことが必要である。
- ・保護者においては、子どもたちの利用の実態を知らないことが多く、まず実態を知らせるとともに、フィルタリングや家庭でのルールづくりなど、保護者としての関わり方について、引きつづき教育啓発していくことも必要である。

(2) 主な結果

①携帯電話の所持率

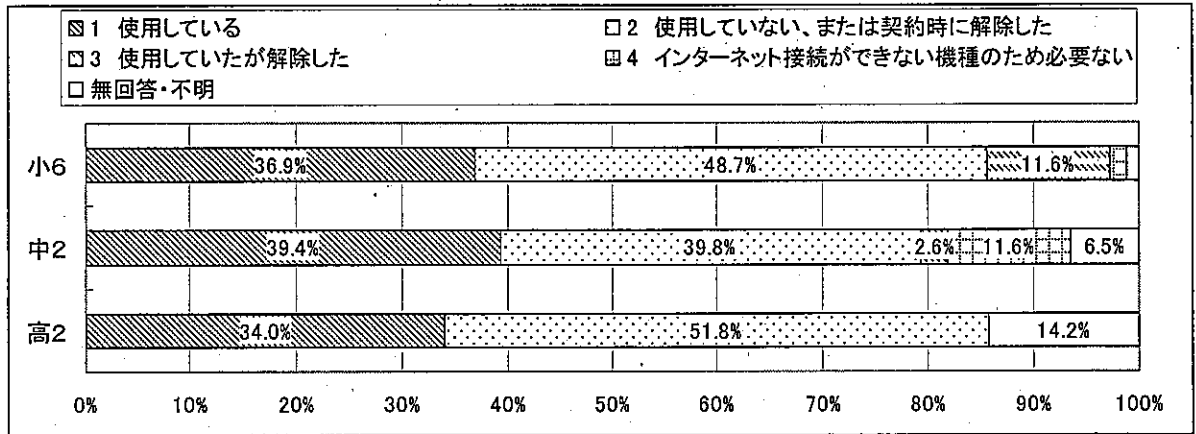
小6では10.5%(24.7%)※、中2では17.7%(45.9%)※、高2では95.1%(95.9%)※が携帯電話を所持している。小中学生の携帯電話の所持率は全国に比べてかなり低く、これまでの草の根的な教育啓発等の取り組みもその要因の一つと考えられる。

※()内は、平成21年5月に出了れた文部科学省の全国調査の結果である。



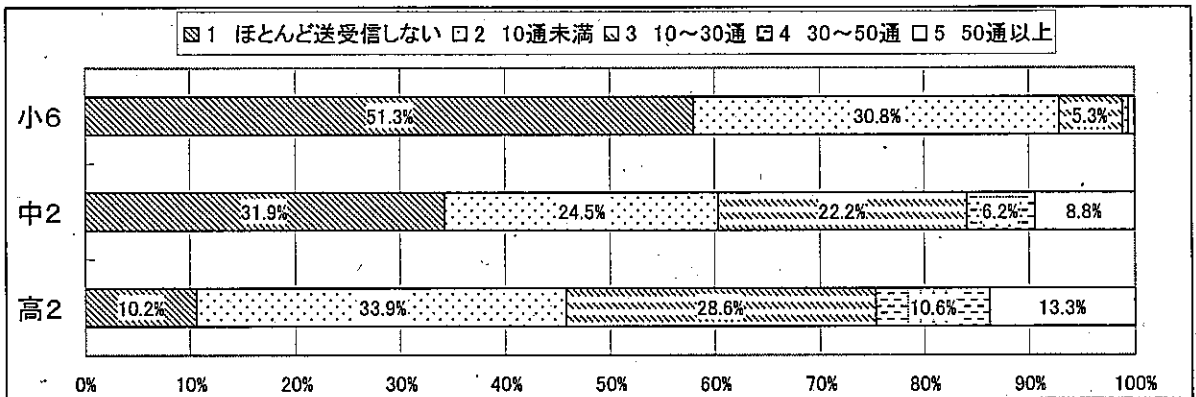
②フィルタリングの有無

使用率は小6の34.0%、中2の39.4%、高2の36.9%である。高2の11.6%は、所持当初使用していたが解除している。さらに、チェーンメール等のトラブル経験は40%を超えるが、トラブルを防ぐ有効な手段であるフィルタリングの使用率が低いことから、安全対策は不十分である。



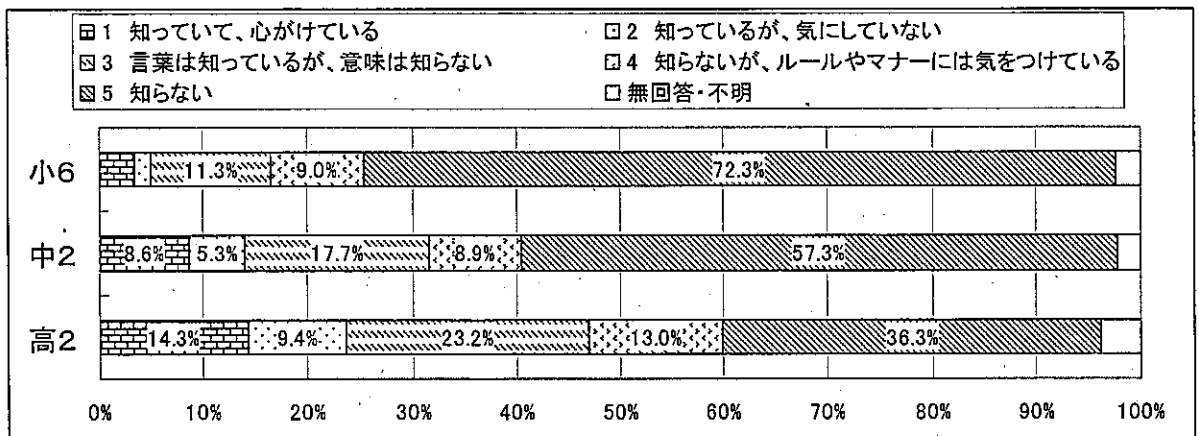
③メールの利用頻度

中2の37.2%、高2の52.5%は、10通以上の送受信を行っている。さらに中2の8.8%、高2の13.3%は、1日50通以上もの送受信を繰り返しており、生活習慣の乱れが懸念される。(加えて、高2の24.1%は1時間以内に返信がないと不安になると回答していることから、携帯依存傾向にある児童・生徒の存在も浮かび上がってきた。)



④「情報モラル」の認知度

小6では72.3%、中2では57.3%、高2では36.3%が「情報モラル」という言葉を知らない。中学や高校では教科の中に明確な位置付けもあるにもかかわらず、「情報モラル」という言葉を知り、心がけているのは高2で14.3%に留まっており、学校における情報教育が急務である。



文化財の県指定について

平成22年1月21日
文化財課

鳥取県文化財保護審議会において、下記の文化財を鳥取県名勝に指定するよう答申があり、平成21年1月14日に開催された1月定例教育委員会において鳥取県名勝に指定することが決定されました。

【指定】鳥取県名勝

名 称	所在地
いしたにしていえん 石谷氏庭園	智頭町



<文化財的価値>

石谷氏の庭園は、地形・水系など立地条件を活かし、池庭・枯山水・露地・平庭（芝生）・坪庭など主要な庭園様式を巧みに配置したすぐれた造形意匠を持つ。林業経営の全盛期における庭園文化を今に伝える存在として貴重な文化財であると評価される。

<参考>県指定名勝一覧

名 称	分 類	所 在 地
三 滝 溪	県指定の溪流	鳥取市河原町北村
心光寺庭園	県指定の庭園	米子市寺町
庄司家庭園	県指定の庭園	境港市渡町
正善院庭園	県指定の庭園	東伯郡三朝町三徳

県内有形民俗文化財の国新規登録について

平成22年1月21日
文 化 財 課

平成22年1月15日（金）に国の文化審議会（会長 西原鈴子）において、下記の文化財を国登録有形民俗文化財に登録する旨の答申が行われました。

有形民俗文化財の国登録は県内初となります。

記

新規登録が答申された有形民俗文化財

名称	員数	所在の場所	特徴
佐治の板笠 製作用具及 び製品	107 点	鳥取市 佐治町福園 24 佐治歴史民 俗資料館	<p>佐治の板笠は、現鳥取市佐治町中・栃原で、少なくとも江戸初期から昭和30年頃まで、重要な産業として生産がなされてきた。この板笠は、編み込みをされた丸みがある六角形をしており、一般的な菅笠のように竹などの骨組みを持たない木製であるため、大変丈夫でありながら、しなやかで軽いことが特徴で、県内の因幡地方はもとより、伯耆地方、辰巳峠を越えて県外は岡山方面にまで出荷された。</p> <p>鳥取市佐治歴史民俗資料館所蔵の「佐治の板笠製作用具と製品」107点は、すべて佐治町内の個人から寄贈されたもので、使用年代は不明な点が多いが、昭和期のものが中心となっている。その内訳は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①原材料となる原木の採取とその運搬用具 ②原木を割り、加工して編み込みの原材料となる笠木とする「小割り」用具 ③小割りした木を笠木と呼ばれる薄板状に剥ぐ「へぎ」用具 ④笠自身を製作する「編み組み」用具 ⑤笠を頭に止める「紐つけ」用具 ⑥製品及び鑑札 <p>となっており、板笠製作全工程の用具を網羅する貴重なものである。</p> <p>なお、現在板笠を編むことができる方は数名になっており、原材料の採取から編み込みまで一貫して可能な伝承者は1名のみとなっているが、板笠製作技術の継承の活動も行われ始めている中で、その用具への関心も高まりつつある。</p>

【参考1：登録が答申された有形民俗文化財の写真】



佐治の板笠
(製品)



佐治の板笠製作用具及び製品(一部)

【参考2：鳥取県の国登録文化財、国・県指定文化財の件数（今回の登録含む）】

() 内は有形民俗文化財の数

国登録文化財	国指定文化財	県指定文化財
(1)	(0)	(3)
143	115	232
うち鳥取市(1)	(0)	(2)
20	28	93

企画展「新収蔵品展－歴史系学芸員のオススメ100選－」の開催について

平成22年1月21日
博 物 館

1	展覧会名	新収蔵品展－歴史系学芸員のオススメ100選－
2	会 期	平成22年1月16日（土）～2月14日（日） 休館日：1月25日（月）
3	会 場	鳥取県立博物館 第1特別展示室
4	主 催	鳥取県立博物館
5	協 賛	株式会社吉備総合電設、三和商事株式会社、株式会社モリックスジャパン
6	観覧料	一般400円（前売／団体200円）
7	概 要	平成以降に、博物館が新たに収蔵した考古・歴史・民俗部門資料をお披露目する展覧会。展覧会を通じて、鳥取の歴史・文化を楽しめる逸品から珍品までを、厳選して紹介する。

1 主な展示資料

①歴史資料（絵画・書・写真）

鳥取藩大名行列図巻、旭姫（豊臣秀吉の妹）肖像画、『古今童謡』（日本最古の童歌集）、松葉ガニ最古の文献、三木露風直筆詩「母への献詞」、鳥取市内映画館チラシなど49点
「松葉ガニ最古の文献」は、天明2年（1782）頃に藩の祐筆の山田左平太が記した藩の公文書の控えて、津山藩主松平康哉に松葉ガニを贈ったことが記される。これまで最古とされた鳥取藩の『町目付日記』に記された弘化2年（1845）を60年以上さかのぼる。**初公開。**

②歴史資料（武具・染織品）

池田吉泰（鳥取藩主）甲冑、北垣国道旧蔵刀（銘：出羽大掾藤原国路）、袴など14点
「北垣国道旧蔵刀」は、旧鳥取藩士で京都府知事などを歴任した男爵北垣国道が武徳会鳥取支部に寄附したもの。戦前までは、鳥取県剣道大演武会の中学校団体試合の優勝刀に使用された。**初公開。**

③民俗資料

倉吉の郷土玩具（土天神など）、装身具コレクション、カメラコレクションなど18点
「土天神」は、男子の初節句（生まれて初めて迎える桃の節句）に、母方の里から贈られる土製の天神人形。県中西部で昭和30年代まで行われた習俗。

④考古資料

子持勾玉、経塚出土品（鳥取市）など9点
「子持勾玉」は、子孫繁栄や豊作などを祈る、まつりの道具と考えられる。鳥取県内では、これまでに14個（12か所）の「子持勾玉」の出土が知られるが、当館ではそのうち7個を所蔵。

⑤珍品・その他

へその緒、産髪、婉石（安産之護）、余部鉄橋の廃材など10点
「婉石」は安産のお護（守）りとされる霊石で、浦富城主より拝領したと伝えられる。**初公開。**

2. 関連事業

開催日	名 称	講 師
1月30日（土）	歴史講座「日本刀を楽しむ～刀研ぎと鞘づくりをみてみよう～」	森井偲訓（財団法人日本刀文化振興協会評議員）、森井鐵太郎（刀剣研師）、森井敦央（刀剣鞘師）
2月7日（日）	講演会「鳥取県立博物館のコレクションについて－民俗資料を中心に－」	野地恒有（愛知教育大学教授）
2月11日（木）	歴史講座「古文書の修復を体験しよう」	当館職員
1月17日（日）	講演会「明治・大正の鳥取－新収蔵品資料より－」	当館学芸員
1月24日（日）	講演会「新収蔵資料からみた鳥取藩士の実像」	
1月31日（日）	講演会「鳥取藩の武家屋敷－新収蔵品資料より－」	
会期中の土曜日	ギャラリートーク	当館学芸員